

## 第2期

# 赤穂市子ども・子育て支援事業計画および ニーズ調査について 【制度概要・調査・策定のポイント】

平成30年12月

# 1. 子ども・子育て支援新制度

子育てをめぐる全国的な現状・課題に対応するため、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を計画的に進めるための新たな制度が平成27年4月に施行されました。

## ●新制度のポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の充実
- ④市町村が実施主体となる
- ⑤社会全体で費用を負担（消費税の引き上げにより充実に向けた予算を確保）
- ⑥政府の推進体制を整備
- ⑦子ども・子育て会議の設置
- ⑧仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業等）の創設（H28より。国が実施主体）

※詳細は、国の制度説明資料（「子ども・子育て支援新制度について（平成30年5月）」、「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK（平成28年4月改訂版）」等を参照

## ●新制度の事業・給付体系

市町村主体で行う事業	国主体で行う事業
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">認定こども園・幼稚園・保育所等、共通の財政支援</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;"><b>施設型給付</b></p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold; background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">認定こども園</p> <p style="font-size: small;">幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold; background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">幼稚園</p> <p style="font-size: small;">小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold; background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">保育所</p> <p style="font-size: small;">就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;"><b>地域型保育給付</b></p> <p style="font-size: small;">小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 少人数で、0～2歳の子どもを保育する事業</p> </div>	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">地域の真情に応じた子育て支援</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;"><b>地域子ども・子育て支援事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・養育支援訪問事業等</li> <li>・子育て短期支援事業</li> <li>・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育事業</li> <li>・病児保育事業</li> <li>・放課後児童クラブ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦検診</li> <li>・実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>・多様な事業者の参入促進・能力活用事業</li> </ul> </div>
	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">仕事と子育ての両立支援</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;"><b>仕事・子育て両立支援事業</b></p> <p style="text-align: center; font-size: small;">～平成28年度創設～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業主導型保育事業 従業員の多様な就労形態に対応できる保育施設の設置・運営の費用を助成する</li> <li>・企業主導型ベビーシッター 利用者支援事業 残業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に費用の補助を受けることができる</li> </ul> </div>

### ●支給認定区分

区分	対象	利用施設
1号認定	保育を必要とせず、子どもの年齢が3～5歳である。	幼稚園、認定こども園
2号認定	保育を必要とし、子どもの年齢が3～5歳である。	保育所、認定こども園
3号認定	保育を必要とし、子どもの年齢が3歳未満である。	保育所、認定こども園、小規模保育、地域型保育

## 2. 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。国から示された基本指針に基づき、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画です。

### ●計画への記載事項

#### 【必須記載事項】

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②各年度における区域ごとの幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③各年度における区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

#### 【任意記載事項】

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
- ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ③子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ④労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### 3. 計画の見直し・追加検討について

第2期子ども・子育て支援事業計画およびニーズ調査においては、第1期策定時の考え方を前提とし、「子育て安心プラン」や今後国や県から発表される方針等に基づいて改定することとなります。

主な政策動向としては、以下のような内容があります。

#### ●子育て安心プラン

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成29年6月に策定され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を2020年度末までに実施することとされた。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成30年3月30日告示・4月1日施行）の改正が行われた。

#### ●放課後児童クラブの受け皿拡大

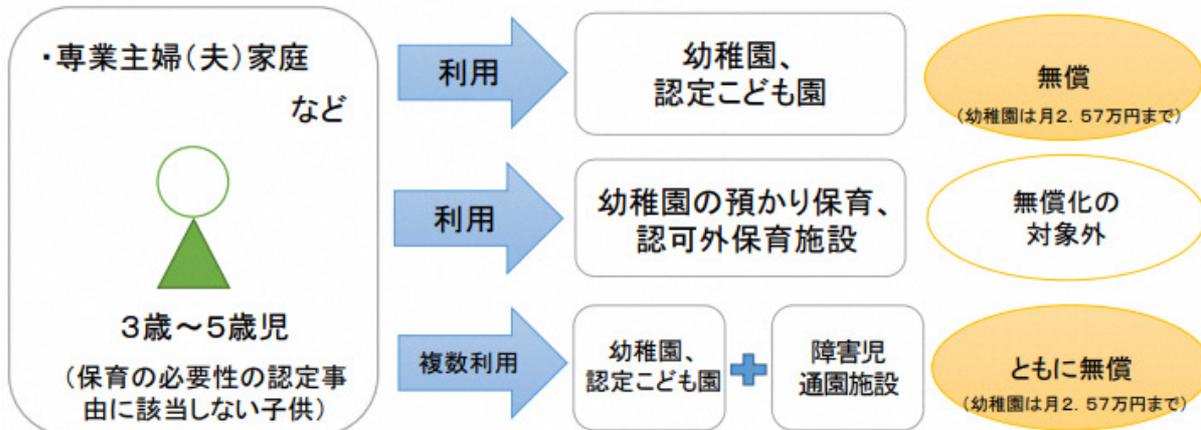
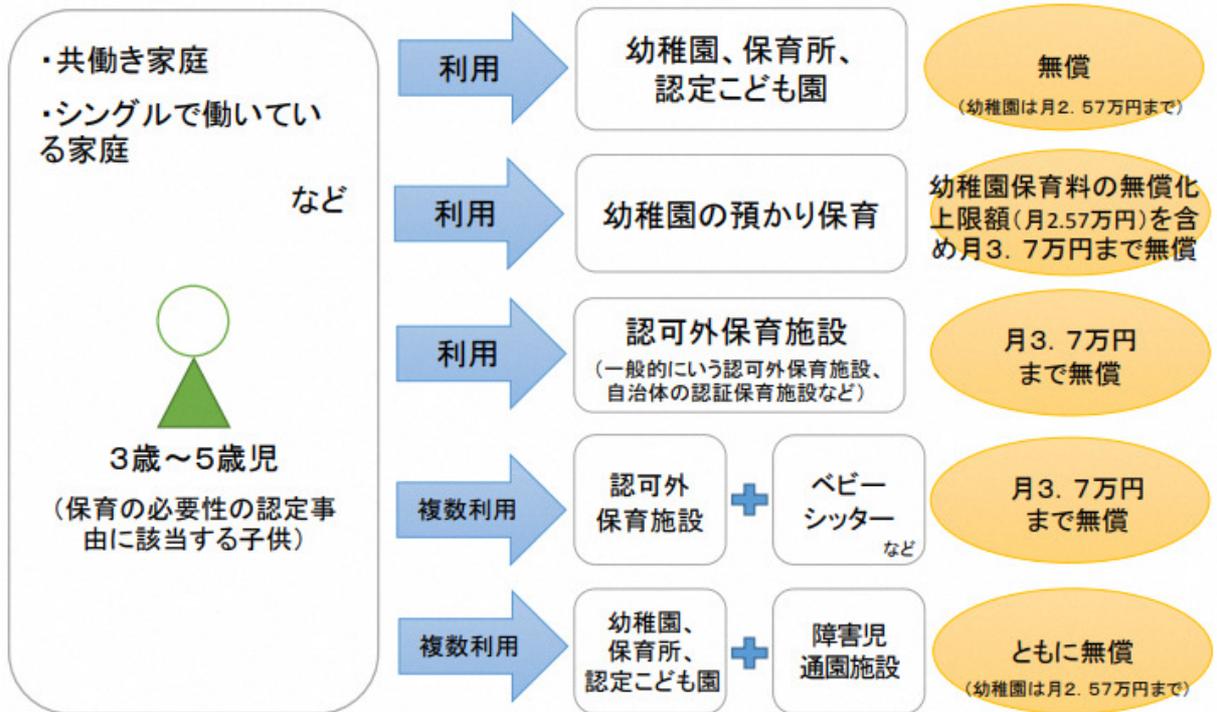
女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえた放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上。放課後子供教室と放課後児童クラブの連携を図り、一体型教室を全国で1万カ所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められている。

#### ●幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化については、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針について2017（骨太の方針2017）」（平成29年6月9日閣議決定）において「財源を確保しながら段階的無償化を進める」とされた。その後、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）にて、具体的内容が示された。

2019年10月より3歳から5歳までのすべての子ども及び、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園の費用の無償化全面実施予定。

## 幼児教育無償化の具体的なイメージ(例)



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償となる。

※ 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

※幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書より  
(平成30年5月31日取りまとめ)

### ●広域調整の促進による待機児童の解消

「子ども・子育て支援法一部改正（平成30年4月1日施行）」により、保育の広域利用を可能とし、都道府県に対して、広域での待機児童の解消に努めることが求められている。市区町村間で利用者を広域調整するため、都道府県が協議会を設置できると規定されており、協議会には関係する市区町村や保育事業者が参加し、都道府県がまとめ役となり、一部の市区町村が不利にならないように配慮しながら広域での待機児童解消をめざす。

### ●平成28年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

● 3 法成立以降の子ども・子育てに関する法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24 年	子ども・子育て支援法関連 3 法	子ども・子育て支援事業計画の策定が明記
25 年	待機児童解消加速化プラン	平成 29 年度末までに 40 万人分の保育の受け皿を確保 (⇒平成 27 年に 50 万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 ⇒H26.8.29 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
27 年	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 7 万人の保育士を確保。(⇒平成 27 年に 9 万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法	平成 37 年 3 月末までの時限立法に延長
28 年	ニッポン一億総活躍プラン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士の処遇について、新たに 2%相当の改善</li> <li>・平成 30 年度以降も保育の確保に取り組む</li> </ul>
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
29 年	子育て安心プラン	平成 32 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
30 年	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援
	放課後子ども総合プラン	平成 35 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進
31 年～	幼児教育・保育の無償化	認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について 0～2 歳の住民税非課税世帯、3～5 歳の全世帯を対象に実施 認可外保育への補助、預かり保育も対象とするなど、不公平感の是正改善

## 4. 平成30年度調査の概要（案）

### ●調査目的

「子ども・子育て関連3法」に基づく、子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るための計画である「赤穂市子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望、ご意見等を把握するため調査を実施します。

### ●調査対象、対象者数

- ◇赤穂市在住の就学前児童の保護者
- ◇赤穂市在住の小学1～5年生の保護者

### ●調査方法

今回使用する調査票は、「就学前児童用」と「小学生用」の2種類を用意します。

配布、回収については、回収率を考慮し、前回同様に保育所、幼稚園、小学校を通じて配布・回収します。（未就園児等の一部は郵送による配布・回収）

### ●調査票の構成

今回のニーズ調査は、前回調査を基本としつつ、トレンドや政策動向、地域の実情等についても考慮しながら、全国共通で量の見込みを算出する項目と、赤穂市の子育て支援の現状把握や施策推進につながる項目について実施します。

### ●ニーズ調査実施スケジュール

- ・ 1月中旬～下旬頃      調査票の配布
- ・ 2月中旬頃              調査票の回収
- ・ 2月中旬～3月中旬      報告書の作成、子ども・子育て会議の開催